

EUにおける法人税制の「調和」の論理

浅田 和史

目次

- 1 はじめに
- 2 法人税の基本的システムと「EC 共通法人税制」
 - 1) 「ノイマルク報告」と「ヴァンデン・テンブル報告」
 - 2) EC 委員会「共通法人税制指令案」
- 3 イギリスにおけるインピュテーション方式導入期の状況
 - 1) インピュテーション方式採用の背景
 - 2) 導入されたインピュテーション方式の内容と特徴
- 4 ルディング委員会の EC 企業課税に関する報告
 - 1) 「ルディング委員会報告」の背景
 - 2) 「ルディング委員会報告」の内容
 - 3) 法人税の基本的システムと国際的二重課税排除の方式
- 5 国際的二重課税とその排除方式
 - 1) 国外所得免除方式と外国税額控除方式
 - 2) 国際的二重課税の排除の方式と実効税率水準

1 はじめに

EUにおける税制の「調和」¹⁾問題は、1953年の欧州石炭鉄鋼共同体の発足以前から間接税の統合問題として議論の対象となってきたが、間接税については1968年の関税同盟の創設、1967年の共通付加価値税に関わる第1次指令案の欧州理事会による採択等²⁾、着実にその成果をあげてきており、現在では共通付加価値税の採用はEU加盟国の加盟条件の一つとなって定着している³⁾。これに比べて直接税とりわけ法人税の「調和」は、域内共同市場の創設、資本移動の完全自由化との関わりにおいてその重要性が指摘されているにもかかわらず間接税の統合と比べると遅れた感がある。法人税の「調和」についてはEC委員会内に設立された専門委員会がこれまで幾度となく「報告」「勧告」を出し、法人税の「調和」に向けた提案を行なっているが、現在のところ部分的調整に留まっているというのが現状である。この間の大きな変化は、1975年に出されたEC委員会の「共通法人税制」指令案(OJ C253/2)が1990年に廃案となり、それまでの「加盟国共通法人税制」という統合主義的考え方が少なくとも現時点では放棄され、「限定された最小限

の課題への対応」という方向に路線変換された点である。この新しい立場に立って EC 委員会は、「親子会社間の配当に関する指令」、「親子会社間の利子、ロイヤルティーに関する指令案」、「企業合併に関する指令」等を出している。しかし、この間出された指令案は、理事会においてすべて採択された状況にはなく、EU 委員会の期待通りには進んでいない。こうした膠着した状況がしばらくの間続くものと思われるが、こうした路線転換の背後には、EU 加盟国内部にある「連邦的」EU 統合論とそれに反対する「諸国家からなる」EU 論との対抗⁴⁾という問題があることは確かであるが、80年代後半以降の世界的な税制改革の流れ、その中で法人税率の収斂化⁵⁾に見られるような税制共通化の動向の EU 加盟国税制度に及ぼした影響という側面も無視できない。

こうした状況を打開するため、欧州委員会は法人課税の調和の必要性に関する専門委員会を設け、その報告書「ルディング報告」が1993年に公表されることとなる。報告書は、加盟国内部の法人税制の相違が生み出すマイナスの経済的影響を重視しており、「限定された最小限の課題への対応」の枠内での勧告を行っているが、問題の根本的な解決のためには30～40%共通税率の設定や課税ベースの調和等、以前の「共通法人税制」に近い勧告も行っている。蔵相理事会はこれに対し、加盟各国の課税主権の確保と補完性原則の立場から、EUにおける法人税制の調和は、必要最小限の範囲に留めるべきであるとの態度であり、膠着状態は継続したままである。

本稿では、1999年の通貨統合に見られるような EU 統合の深化が、近い将来において、法人税制の調和についての議論を再度必要とする状況を生み出すであろうという立場から、「ルディング報告」をはじめとして、これまでのいくつかの報告書が取り上げてきた、法人税制の調和を考える際の幾つかの基本的論点について検討を加える。その場合の本稿における問題視角は、法人税制の基本的システムおよび、国際的二重課税の排除の方式が、各国の法人税の実効税率および政府の税収とどのような関係にあるかという点である。EU の法人税制の「調和」問題を通して、「ボーダレス」社会における法人税のあり方を考える手掛かりを探ってみたいというのが背後にある問題意識である。

- 1) Hamonization の訳語であるが、Cordination という語もこの議論では使用されている。Tax Competition 論と Hamonization 論の中間的立場を表わす用語で、Hamonization 論よりは税制の多様化 (Tax diversity) を認めている。この多様化論からは、次のような議論が展開されている。
 1. 加盟国が一致できる平均的制度を見付けることは本質的ではない。調和の目的こそが重要である。
 2. 課税ベース、税率等の形式が同じでも経済効果には大きな相違がある。
 3. 税制の調和が資源配分を改善する、競争条件を改善すると仮定する理由はない。
 4. 独立の加盟国における独立の社会政策と経済政策のためには、税と支出による政策手段が必要であり、政策手段の加盟各国による自立的、創造的運用が金融と経済の統合につながる。
 5. 多くの連邦国家においては多様な税制がひとつの市場の中で有効に機能している。
 6. 調和論は、経済社会の構造的差異、公共部門の規模に関する選好の差異、したがって税の役割についての各国国民の選好の差異を考慮していない。
 7. EU は EU 市民の生活向上が目的であり、統合それ自体が目的ではない。選好の差異を調節するための多様化は、行政的費用がかかったとしても受け入れるべきである。
 8. Tax Competitionこそが公共部門の際限のない成長を抑制し政府資金の利用の効率性を促す。
 この問題については Sijbren Cnossen 「EC における税制の調和」(『シリーズ現代財政 4 グローバル化と財政』1990) を参照されたい。
- 2) EU (The European Union-欧州連合) は1993年11月1日に発効した欧州連合条約(マーストリヒ

ト条約)によって、これまでECという総称で呼ばれていた3つの共同体(ECSC, EEC, EAEC)を欧州同盟の一部としてその枠組の中に包みこむこととした。それにともない、EC理事会はEU理事会、EC委員会はEU委員会とその呼称が変わっており、本稿では時代状況に応じてEC委員会、EU委員会と使い分けているがそれ以上の特別な意味はない。

- 3) 共通付加価値税(VAT)については、1967年の第1次指令において各国の売上税を廃止し、前段階税額控除方式の多段階型共通付加価値税を採用することが決定され、1973年の第6次指令案(1977年採択)において課税標準の統一が提案されている。加盟各国のVATの導入は主要国においては、おおよそ70年代に終了し、1987年ギリシャが導入したのを最後に加盟各国はすべてVAT導入手続きを完了した。その後、1985年の「域内市場完成白書(コックフィールド報告)」がこれまでの輸出時免税、還付および輸入時課税という仕向地主義に基づく現行制度を、国境での税関とその検査の廃止、合理化のため、製造地国での課税、消費地国での前段階税額控除による製造地課税額の税額控除および清算制度(クリアリング・ハウス)による消費地国への税収の移転という、原産地主義と仕向地主義の混合方式を提案し、欧州委員会はこの方向にむけて準備を始めることとなる。EC域内での財政国境の廃止こそが域内市場完成の要であり、これにより、EC企業の価格競争力、規模の利益の享受、消費者価格の安定、国境管理費用の縮減に役立つというものである。しかし1989年の蔵相理事会は清算制度への移行は時期尚早であるとして、さしあたりは仕向地原則による期限付過渡的の制度を提案するに至る。過渡的期間は1993年1月1日から1996年12月31日までとなっているが、期限を過ぎた現在もこの過渡的の制度が継続されているというのが現状である。
- 4) 代表的論客はM. Thatcher元イギリス首相である。「私たちはイギリスで、国家による介入を撃退することに成功しましたが、ソ連が権力の中央からの分散を学んでいるときに、ブリュッセルから新しいヨーロッパ超国家による介入を全ヨーロッパレベルで再び押し付けられるとは思ってもみませんでした。」という1988年のブルージュでの演説はこの立場をよく表わしている。
- 5) 例えば、宮島 洋「証券税制の現状と課題」(『資本市場』No. 77, 1992年1月)。

2 法人税の基本的システムと「EC共通法人税制」案

EUにとって国境を越える取引を行なう企業が直面する税制上の障害をいかに克服するかは、1967年のEC創設(ECSC, EEC, EURATOMの共通機関としてのEC)以前から、現在に至るまで、一貫して解決を求められる重要課題の一つであった。この問題へのアプローチの方法は既に述べたように時代によって異なる。1990年までの時期は「EC共通法人税制」の模索の時代であったといえる。EC加盟各国がすべて同じ「共通法人税制」を持つことによって税制の相違が生み出す障害を克服しようとした時代であった。EC創設に先立つ1963年の「ノイマルク報告」、1970年の「ヴァンデン・テンブル報告」、そして1975年のEC委員会「共通法人税制指令案」の三つの「共通法人税制」案は、EC加盟国共通の法人税制を作り出すことで問題にこたえようとしている点で共通しているが、そのアプローチの方法は、法人税の基本的システムをどのように考えるかという点において異なっている。

「ルディング報告」は、表-1に見られるように当時の加盟国の法人税の基本的システムを大きく、古典的制度(Classical System)、インピュテーション方式(Imputation System)、法人段階・非課税・軽減制度(Reduced Taxation)の三つに区分している。ここで古典的制度と呼ばれているものは、法人税と個人株主との間の調整のない、一般に分離制度と呼ばれるものである。②を修

表-1 法人税の基本的システム

A 古典的制度		B インピュテーション方式		C 法人段階・非課税・軽課制度		
① 非修正方式	② 修正方式	③ 部分方式	④ 完全方式	⑤ 二重税率方式	⑥ 配当控除方式	⑦ ゼロ税率方式
株主の個人所得 税への救済なし	法人税負担と無 関係の株主軽課	二重課税分の部 分税額控除	二重課税分の全額税 額控除	支払い配当へ の軽税率適用	支払い配当を 法人の課税ベ ースから控除	支払い配当に ゼロ税率を適 用
ルクセンブルグ オランダ	ベルギー デンマーク ポルトガル	フランス アイルランド イギリス	ドイツ イタリア	ドイツ	スペイン	ギリシャ
(スイス) (アメリカ)	オーストリア (カナダ) (日本)		フィンランド (ニュージーランド)	オーストリア	スウェーデン	ノルウェー

注 1. Ruding Report, p. 65 (Sorce: K. Messere "Tax Policy in OECD countries 1965-90").
2. 上段は当時の加盟国, () は EU 以外の国である。

正古典方式として古典方式に含めるのは、負担調整があるかないかという基準で区分するとすれば、異論のあるところであろうし、¹⁾ この中には法人段階での軽課と個人段階での軽課の混在も見られる。また、この分類は1980年代の後半におけるものであり、その後、各国における変化も生じている。この中で、三つの「共通法人税制」案が提案するのは、「ノイマルク報告」においては二重税率方式、「ヴァンデン・テンブル報告」では分離方式（修正なしの古典的制度）、そして、EC 委員会「共通法人税制指令案」では部分インピュテーション方式である。

1) 「ノイマルク報告」と「ヴァンデン・テンブル報告」

「ノイマルク報告」の共通法人税制構想は、²⁾ 法人税の基本構造については部分統合方式を採用し、法人税と個人所得税の経済的二重課税の解消については、西ドイツをモデルとした二重税率方式（配当軽課方式、留保部分50%、配当部分15~20%）を使い、国外へ支払われる配当に対する源泉課税は、支払い利子に対する源泉税と統一税率で行なうというものである。二重税率方式による法人共通税の概念を表わしたのが図-1である。留保部分には50%の税率で、配当部分には20%の軽課税率で法人税がかかっており、国外への配当には更に10%の源泉税がかけられている。この場合、経済的二重課税の調整は、A 国法人 a の段階での20%の配当軽課税率で完了しており、株主段階での調整の必要はない。株主がB 国法人 b である場合、b の税額計算においては、一般的に a が b の子会社であれば、国外からの配当部分は益金不参入に、それ以外の場合は課税所得としたうえで外国税額控除を適用するケースが多い。ここでは加盟国はすべて共通法人税率であるので b の法人税率も50%である。したがって、b がB 国において支払う法人税からA 国において支払った配当にかかる法人税と源泉税は控除しうる。この二重税率方式においては、³⁾ 経済的二重課税と国際的二重課税はいずれもクリアーされているといえる。

しかし、この共通税構想に対し「ヴァンデン・テンブル報告」は、³⁾ 部分統合方式（二重税率方式とインピュテーション方式）は、国内投資について居住者而非居住者を差別するものであり、投資に対する課税の中立性（資本輸入の中立性）を歪めるものであるとして、法人税と個人所得税を統合しない分離方式を提案している。ここで報告のいう居住者、非居住者の課税上の差別とは、主要にはB 国法人 b の A 国現地子会社である a（居住者）と、例えば、B 国の他の法人の国外事

業所（支店、営業所等）との間において発生する課税上の不公平な取扱を意味している。すなわち、一方は現地子会社であるためにその支払い配当には軽減税率が適用されるのに対して、他方は、非居住者である単なる支店であるため、この軽減税率が利用できないという差別が生じることを指している。

部分統合方式に比べ、分離方式においては経済的二重課税はその定義上発生せず、したがってその解消の手続きも不要であるのは当然のことであるが、子会社、支店という進出の際の法的形態による課税上の不公平も、税率が一本であるため発生しない。したがって、

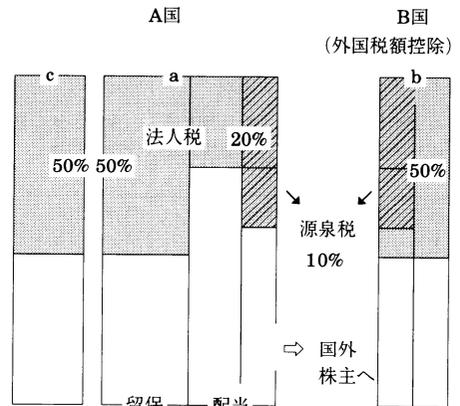
国際的二重課税の排除方式が規定されていれば、居住者、非居住者のいずれの投資に対しても中立的であるというのがその主張である。しかしこの方式には重大な欠陥があるように思える。なぜなら分離方式の場合、法人税と所得税の二つの税の負担は調整されないわけであるから、それを「経済的二重課税」と呼ばないとしても、調整されない分だけ税負担は増大することとなる。したがって、共通法人税率がその分だけ引き下げられれば別であるが、そうでない場合、個人投資家の資金は一斉に域外に逃げだすことが予想されるのである。法人税率の引き下げは当然税収減を伴う。個人投資家の資金の逃げ出しを放置するか税収減かのいずれかの選択がこの方式には迫られることとなる。

2) EC委員会「共通法人税制指令案」

この二つの構想に対して、1975年のEC委員会「共通法人税制指令案」⁴⁾は、再び、部分統合方式を提唱している。しかし、この「指令案」における部分統合方式は、「ノイマルク報告」における二重税率による部分統合と異なり、配当額に法人税額をグロス・アップした額に通常税率を適用し算定された税額から法人税額のほぼ半額を、居住者に限り、税額控除するという「半額インピュテーション方式」というものである。また法人税率も留保部分と配当部分を区別せず、最低税率45%、最高税率55%という幅の中に一本の税率を設定するとしている。「ヴァンデン・テンブル報告」が重視した、居住者と非居住者の間の課税上の差別は二重税率ではないので法人については発生しない。支払い配当に対する源泉税（25%が提案されている）については、子会社の親会社に対する配当には源泉税を課さない、またそれ以外のものについては源泉税は課すが、受取り国において税額控除を行ない、課税国が控除国に控除相当額を支払い清算するとしている。「ノイマルク報告」の二重税率方式においては、控除国の源泉税の税額控除分を源泉国が補填する必要がなかったのは、支払い配当に対して軽減税率が適用されていたためである。

インピュテーション方式において生ずる新たな問題は、個人の居住者と非居住者の間の差別問題である。それはインピュテーション方式それ自体に由来するもので、国内居住者には適用可能なグロス・アップ分の税額控除が、非居住者には一般には適用できないことから生ずる。二重税率方式においては居住者と非居住者の差別問題は二重税率それ自体から発生したが、ここでは問題は経済的二重課税の二つの国にまたがる調整は不可能であることから生じている。いうまでも

図-1 二重税率方式の概念図



ないことであるが、個人の非居住者の法人税負担は配当支払い国で生じている。しかし、彼の所得税は彼の居住地国で支払われる。二つの国の間で個人所得税が全く同じであり、両国間の個人投資家の投資額が均衡しているなら、一方の国が配当につけたタックス・クレジットに基づき、他方の国が所得税を課税すると同時に税額控除も行なうことは可能かもしれない。その場合は相手国が行なうべきことを相互に代行すればよいのであって、租税条約でそうした内容を規定しておけば済むことである。しかし、所得税の構造が異なり、相互投資の状況がアンバランスであるのが一般的であるとすれば、このことは困難である。自国では課税していない法人税を、したがって自国では発生していない経済的二重課税を、自国の税収を犠牲にして税額控除することになるからである。しかも、基本的なことであるが、所得税の税率構造（各ブラケットの限界税率、ブラケットの数や幅）が異なった場合、そもそもインピュテーション方式が解消しようとする二重課税部分（超過負担分）が異なってくるということも、このことを困難にする。

「指令案」は、インピュテーション方式がこうした問題を内包するにもかかわらず、この方式の採用を決定している。採用の理由としては、この方式が①課税の公平性、②高額納税者による租税回避、③株式市場の停滞、④法人の資金調達に対する中立性、⑤事業遂行の法的形式に対する中立性といういくつかの点で分離方式よりも優れているということがあげられている。これらは相互に関連しており、同じ現象を別の視角から見たものでもあるが、その意味するところは、次のようなものである。まず、①課税の公平性であるが、分離方式においては、経済的二重課税は限界所得税率の高い高額所得層より、税率の低い低所得層に相対的に多く発生する。もし法人税がないとすれば、税率の低い低所得層の投資家が配当所得に対して支払うべき所得税は高所得層より少なくなるはずであるが、法人税の存在を前提すると、両者には同一税率の法人税が課税されることにより、二重課税は低所得層に相対的に多く発生する。次に、②高額納税者による租税回避、③株式市場の停滞、④法人の資金調達に対する中立性については、税負担は法人の大株主にとって経済的二重課税は負担が大であり、内部留保が有利となる。このことは法人の配当政策を抑制的なものとする。配当性向の低下は、中小所得層の個人投資家にとっても株式投資を不利なものとし、個人投資家の株式市場離れを引き起こす。そしてこの株式市場の停滞は、法人の資金調達にも影響を与え、借入れを株式発行より、有利な条件におくというものである。最後に、⑤事業遂行の法的形式に対する中立性についてであるが、分離方式のもとでは二重課税調整がないため、法人税率が低めに設定される傾向があり、個人所得税の最高税率との格差が生じやすく、個人企業の「法人成り」が起りやすくとされている。これらがインピュテーション方式の採用に至る主たる理由であるが、EC委員会「共通法人税制指令案」においては、国内と国外の個人投資家の不公平問題より、こうした問題が重視されているのである。しかし、こうした問題の中で、配当性向の低下から法人の資金調達に至る論理はインピュテーション方式の歴史的経験が浅かった当時において証明済のものではなかった。

- 1) OECDは支払い配当に対する負担の調整の程度に応じて、次のように法人税の基本システムを分類している。

負担調整の殆ど あるいは 全くなし	負担調整あり			
	軽減		除去	
	法人段階	株主段階	法人段階	株主段階
①古典的制度	②差別税率	③部分控除 ④部分インピュテーション ⑤国内株主の部分救済	⑥全額控除 ⑦ゼロ税率	⑧完全インピュテーション

OECD Taxation and International Capital Flows, 1990.

- 2) "Neumark Report", EEC Report on Tax Harmonisation, Amsteldam, 1963.
- 3) 吉牟田勲「域内市場完成に向かったの新指令案等の立案」（吉牟田勲編著『ECの調和と発展』）での紹介を参照させていただいた。
- 4) EC委員会の案は二つの指令案（OJ 1975 C 253/2; OJ 1978 C 184/8）からなる。また、European Taxation Vol. 16, No. 234 合併号がこの指令案を特集している。吉牟田勲「EC 共通法人税制指令案の逐条研究」（税大論叢第13号）が詳しい逐条研究を行なっている。
- 5) このことは次の表から明らかである。いま法人税率を35%、所得税率を0%、10%、20%、40%とすると、100の税引き前支払配当に対する二重課税は次のようになり、適用税率の高い高所得層ほど二重課税の割合が高くなる。この不公平は概算の一律配当税額控除では消えない（日本では税額控除率を1,000万円を境に、以上を5%、以下を10%として対応している問題である）。

限界個人 所得税率	税引き前 支払配当	法人税 35%	株主の 受取配当	所得税	税負担 合計	税引き前支払配 当への所得税	二重課税
0%	100	35	65	0	35	0	35
10%	100	35	65	6.5	41.5	10	31.5
20%	100	35	65	13	48	20	28
40%	100	35	65	26	61	40	21

3 イギリスにおけるインピュテーション方式導入期の状況

1) インピュテーション方式採用の背景

ヨーロッパにおけるインピュテーション方式の導入は、それほど古いものではない。1962年におけるベルギーでの採用がその最初であり、これに続き、フランスが1966年より実施している。1973年からのイギリスにおけるインピュテーション方式の実施は、この二か国に続くものであり、時期的には1975年のEC委員会の「共通法人税制指令案」にもっとも近い。西ドイツは、当時すでにインピュテーション方式導入の意向を固めていたが、その実施は1977年からであり、実施されたインピュテーション方式も、先行するベルギー、フランス、イギリスが部分的インピュテーションであったのに対し、100%経済的二重課税を排除するという完全インピュテーション方式であり、しかも二重税率方式を併用するという西ドイツ特有の方式であった。ここでは、時期的にも、部分インピュテーションという点でも、「共通法人税制指令案」の論議に影響を与えたとされるイギリスにおけるインピュテーション方式導入期の状況を見ておきたい。

イギリスにおけるインピュテーション方式導入の直接の動機となったのは、イギリスのEC加盟である。イギリスのEC加盟は1973年であるが、1971年の時点において既に国内において加盟方針は決定しており、ECにおける「共通法人税制」の議論の動向に沿った法人税制の決定が加

盟それ自体を有利なものとするだけでなく、加盟後の加盟国間の関係を円滑なものにするとの判断があったものと思われる。

イギリスにおいてインピュテーション方式が採用された当時の状況については、「欧州証券税制調査団」の『報告書』¹⁾が詳しい。それによると当時の状況は次のように説明されている。

このインピュテーション方式の採用については、1970年に政権の座に着いた保守党の法人税制ないし配当課税制度に対する考え方が大きく影響しているといわれている。すなわち、イギリスでは1965年以前においては配当に対して支払い配当源泉控除方式（損金算入方式）が採用されていたが、1964年に労働党が政権につくや、経済的¹⁾二重課税を調整しない分離方式が採用されることとなる。当時の労働党政権の考えは、企業利潤の配当による流出を抑制し、内部留保によって蓄積された資金を投資資金として活用することによってイギリス経済の活性化につなげようという政策であった。またこれには、それまでの支払い配当源泉控除方式が経済的¹⁾二重課税を発生させない方式であり、一部資産階級に対する優遇策であるとの考え方もあったようである。労働党によって導入された分離方式は、法人に対して社内留保奨励的ないし支払い配当抑制的な影響を及ぼし、法人の多くにおいては配当支払いが抑制され、多くの企業は多額の流動資産を蓄積したという。しかし多くの留保された資金は、企業の吸収合併や不動産投資等に向けられ、国民経済的観点からして生産的投資に向けられたとは言えない状況であった。1970年に保守党が政権につくが、保守党の配当政策に対する考え方は、労働党とは逆であり、企業利潤は、配当の形で投資家に一旦配分されるべきであり、その後自由な資本市場のメカニズムを通じて、投資家の選択に基づき再投資に回されるべきであるというものであった。こうした考えに基づき採用されたのが、一般的に配当支払い奨励的、内部留保抑制的なインピュテーション方式であったといわれている。『報告』は当時の背景をこのように説明し、保守党がインピュテーション方式を採用した理由を次のようにまとめている。²⁾第一は、経済の発展のためには、企業の配当支払いを促進し、企業から外部に流出した資金を市場のメカニズムを通じて最優良投資対象に再投資する必要がある。第二に、株式資本と借入資本に対する税制上の不公平を改善し、増資を刺激することにより資本市場の振興を図り、合わせて企業の財務体質の強化、国際競争力の強化に資する。

EC委員会の「共通法人税制」における考え方と共通したものがここには見られるのであるが、採用されたインピュテーション方式の内容を考察すると、こうした見方はかなり割り引いて理解する必要があるように思える。

2) 導入されたインピュテーション方式の内容と特徴

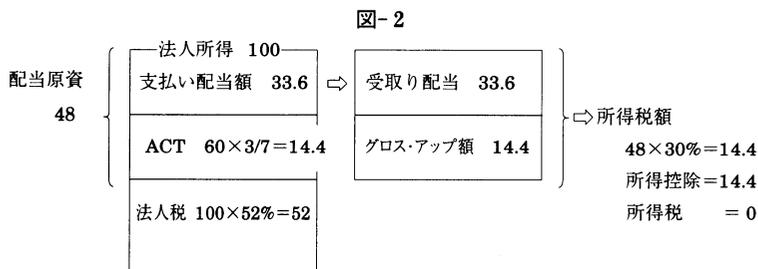
1973年にイギリスにおいて採用されたインピュテーション方式は、次のようなものである。

1. 法人税率は、留保、配当の区別なく一律税率とする。
2. 配当支払い法人は、内国歳入庁に対し、支払い配当額の一定割合を予納税（ACT: Advance Corporation Tax）として納付する。配当に対する所得税の源泉徴収税は廃止する。
3. ACTは当該事業年度の確定法人税と相殺する。控除できるACTの額は課税所得の30%以内である。当該事業年度に控除し切れないACTは、2年間の繰り戻しと、次年度以降への繰越が可能である。
4. 配当受領者には、ACT相当額の税額控除権が認められる。

5. 法人間の受取り配当は非課税とする。
6. 中小法人には、軽減税率の適用、一定額の税額控除が認められる。

インピュテーション方式の本来の特徴は、個人株主が法人段階で支払った法人税と個人段階で支払った所得税が経済的二重課税であるとして、法人税の前払いがなかったなら受け取ったであろう受取り配当額に所得税率を適用し、その結果算出された本来の所得税額から実際には法人段階で支払った法人税額を差し引き、二重課税を調整するというものである（完全インピュテーション方式）。しかしイギリスの場合、支払われた配当にかかる所得税を ACT として先取りしているために事態が複雑になっている。配当に関わる法人所得を100、法人税率を52%、所得税の基本税率を30%とすると、完全調整の場合とイギリス場合の比較は次のとおりである。

計算例は図-2のようになるが、この場合注意を要するのは ACT の割合（＝グロスアップ率）である。ACT の割合は、 $[\text{所得税の基本税率} / (1 - \text{所得税の基本税率})]$ として設定される。この割合は、所得税の基本税率を適用されるもっとも納税者数の多い階層における配当に係わる税額がゼロになるように設計されている。徴税手続きを合理化するためのものであるが、その結果、ACT の割合（＝グロスアップ率）は、経済的二重課税を完全に解消するには不十分なものとならざるをえない。この例では表-2に見られるように完全調整の場合が所得税22を還付することにより、未調整部分を0としているのに対して、ACT を使った場合では7.6の二重課税の未解消部分が残ることとなる。



また、ACT は単に配当を受け取った個人の所得税の先取りという性格を持つだけに留まらない。配当を行なった法人が ACT を源泉徴収し、後に法人税と相殺するわけであるから、それは法人税の先取りという性格をも持っている。さらに、法人税と相殺できる ACT は、法人税の歩留まりを確かなもとするため、法人所得の30%以内という制限を設けてあるため、法人所得から30%以上の配当を行なっている配当性向の高い法人の30%を越えた部分の ACT については、法人みずからの負担となる。ACT は個人の配当所得にかかる所得税を先取りするものであると同時に、タックス・クレジットとして経済的二重課税の部分的解消手段として機能するものであったが、ここではそれは法人税に転化することになる。経済的二重課税の解消を低いグロス・アップ率で部分的なものに留めるだけでなく、法人税との ACT の相殺に制限を設けることによって、二重課税解消の総額にも歯止めをかけているのである。ACT を伴うインピュテーション方式は、配当性向が上昇すれば、インピュテーション方式のもとでは必然的に生じざるをえない二重課税の解消に伴う財政負担を一定の枠内に押えるような働きをしているのであり、政府の税収を一定の枠内で確保するという配慮がそこにはあるといえる。この意味で ACT を伴うインピュ

テーション方式の部分的性格は、その「部分的」の意味が二重であるといえることができる。経済的二重課税の解消が部分的であると同時に、その部分的調整もすべて政府財源で行なうのではなく、配当性向の高い法人にその負担の一部を肩代りさせているという意味で二重である。こうした負担の転嫁は事実上の法人実効税率の引上げであり、この税負担を法人が回避しようとするなら、法人は配当を法人所得の30%以内に押さなければならないこととなる。それは法人の配当支払に対し抑制的に働くことになる。法人所得の30%を越える高配当に対する経済的二重課税の負担は法人自体が負うべきである、というのがACTの持つもう一つの側面なのである。

表-2 二重課税の解消割合

		完全調整	部分調整 イギリス
法人 段階	法人所得	100	100
	法人税率	52%	52%
	法人税	52	52
	配当原資	48	48
	ACT	—	14.4
	支払い配当額	48	33.6
個人 段階	グロス・アップ額	52	14.4
	所得税課税所得	100	48
	所得税率	30%	30%
	算定所得税	30	14.4
	税額控除	52	14.4
	所得税	-22	0
	二重課税	22	22
	二重課税未調整	0	7.6

こうしたイギリスの経験からすると、イギリス政府はインピュテーション方式の導入によって配当性向を上昇させ、株式資本と借入資本に対する税制上の不公平に対処し資本市場の振興、企業の財務体質の改善に役立てようという意図はなかったと思われる。イギリス政府は、むしろインピュテーション方式の導入による政府収入の減少と配当性向の上昇に配慮し、ACTを付け加えることでそれらに対処しているのである。またそれと同時に、導入の前年の1972年には、企業の一株当りの配当は前期比で一定の増加率を越えてはならないという配当制限政策を導入し、1973年のインピュテーション方式の導入時期には、配当、利子所得に対して付課税を課すという投資所得付課税すら実施している³⁾のである。インピュテーション方式の導入は、イギリスのEC加盟にとって必要条件ではあるが、イギリスにとって許容しうるのはあくまでイギリス型インピュテーション方式であり、「EC 共通法人税制指令案」とはその性格を異にしたものである。そこにはEC加盟によって課税主権を手放すことはしないというイギリス政府の姿勢を見てとることができるのである。

- 1) 日本証券業協会『欧州証券税制調査団報告書』、1980年。
- 2) 同上、p. 51。
- 3) インピュテーション方式のもとでは、原則的に国内株主のみに税額控除権を与えることとなり、居住者而非居住者との間の不公平が発生するが、これに対しては、当時のイギリス政府は、イギリスに資本を流入させることが望ましい諸国に対しては、租税条約を締結し、条約上税額控除権を与えるとの方針を採用している。

4 ルディング委員会のEC企業課税に関する報告

1) 「ルディング委員会報告」の背景

ここでは、1992年に出された、法人税の「調和」に関するもっとも新しい報告書である「ルデ

「リング委員会報告」（正式名称は「企業課税に関する専門委員会報告」，“Report of The Committee of Independent Experts on Company Taxation”）の内容を検討する。¹⁾ ルディング委員会は1990年末に、オランダの元大蔵大臣 O. ルディング（Onno Ruding）を責任者とする加盟国 8 か国の専門家から構成され、当時の EC 委員会において租税問題を担当していた C. スクリブナー（Christiane Scriverner）の「域内市場の完成後、企業課税の領域においていかなる措置が取られるべきであるか」という諮問に、答えるのがその役割であった。この諮問の背景としては、「資本移動の自由化に関する第 4 次指令」（1988. 6. 24. 採択）を契機に直接税とりわけ法人税の統合の必要性が再び議論の遡上に上り、部分的な限定された統合であったとしても統合を進めるべきだという考えが EC 委員会内部にあったことがあげられる。統合にむけてのいくつかの法人企業課税に関わる指令案が EC 委員会によって準備され提案されたにもかかわらず、EC 理事会においては採択されるに至らず、放置されており、法人税の調和についての議論の進展がこう着状態にあったことは、冒頭に述べたとおりである。

EC 委員会が提案した法人税共通化に向けた EC 規則・指令及び指令案は次のとおりである。

- ① 「1975年の共通法人税指令案の廃案決定」（1990. 4. 18.）
- ② 「直接税にかかる加盟国税務当局の相互協力に関する指令」²⁾（1977. 12. 19. 採択）
- ③ 「企業の合併・分割・現物出資にかかる共通税制に関する指令」³⁾（1990. 7. 23. 採択）
- ④ 「異なる加盟国に所在する親子会社間の配当に対する共通税制に関する指令」⁴⁾（1990. 7. 23. 採択）
- ⑤ 「異なる加盟国に所在する親子会社間の利子および・ロイヤルティーに適用される共通税制に関する指令（案）」⁵⁾（1990. 12. 6. 提案、未採択）
- ⑥ 「異なる加盟国に所在する子会社、支店等（恒久施設）で生じた損失の控除にかかる調整に関する指令（案）」⁶⁾（1990. 12. 4. 提案、未採択）
- ⑦ 「異なる加盟国に所在する関連会社間の利益移転の調整に関わる二重課税の排除に関する規則」⁷⁾（1990. 7. 3. 採択）
- ⑧ 「欠損金の繰越しおよび繰戻しの可否・期間の基準を加盟国において共通化するための指令（案）」⁸⁾（1990. 9. 20. 提案、未採択）
- ⑨ 「利子所得の源泉徴収の共通制度に関する指令（案）」⁹⁾（1989. 2. 8. 提案、未採択）

採択された指令および規則の内容は、②「加盟国税務当局の相互協力指令」については、租税回避の防止を目的としたものであり、所得税とキャピタル・ゲイン税に関わる情報交換を加盟国に認めるもの。③「企業の合併にかかる共通税制指令」は、法人の合併に際して発生するキャピタル・ゲインに対する課税の繰り延べ、引当金、準備金、欠損金の引き継ぎを認め、一加盟国内での合併に比べて国際的合併に不利な取り扱いを除去しようというものである。また、④「親子会社間の配当に対する共通税制指令」は、域内市場における企業結合を容易にするために、異なる加盟国に所在する親子会社について、25%以上の出資持ち分関係がある場合に、子会社のもとでは親会社への支払い配当に対する源泉徴収税を免除し、また親会社のもとでは受取り配当を非課税とするか、配当利益に係わる子会社支払い税額の税額控除を認めるというものである。この指令は、⑤「親子会社間の利子・ロイヤルティー指令（案）」、⑥「子会社、支店等の損失控除指令（案）」、⑧「欠損金の繰越し、繰戻し基準指令（案）」とセットで提案され、いずれも親会社

と子会社に関わる国際的共通課税システムの整備を目指すものである。⑤「親子会社間の利子・ロイヤルティー指令（案）」は、親子会社間配当指令と同様、異なる加盟国に所在する親子会社間で支払われる利子およびロイヤルティーについて源泉徴収税の免除を認めるというものであるし、⑥「子会社、支店等の損失控除指令（案）」、⑧「欠損金の繰越し、繰戻し基準指令（案）」は、他の加盟国に存在する子会社、支店の損益を親企業の損益に算入し、支払った税額があればこれを税額控除するというもので、いずれも他の加盟国での企業活動が国内での企業活動に対し不利にならないための措置であるが、これらの「指令（案）」はいずれも未採択である。また、⑦「関連会社間の利益移転の調整（移転価格）排除規則」は、採択されていたが、EC内部においても増加しつつあった移転価格の更正に関する国際的¹⁰⁾二重課税の除去についての仲裁規則である。採択されたものもあるが、こうしたEC委員会の提案の未採択の状況、これがEC委員会をして専門家委員会に諮問を行なった当時の背景である。

2) 「ルディング委員会報告」の内容

「ルディング委員会報告」の構成は表-3のようになっている。¹⁰⁾10章が結論となっており、他の章の要約ともなっているため、主にこの部分をここではとりあげる。「ルディング委員会報告」がここで取り上げている課題は、次の三点である。第一に、EC加盟国の法人税制の差は、域内市場の機能に、とりわけ企業の投資決定や競争等に関して攪乱要因となっているか。とりわけここでは、1) 国際的に支払われる支払い配当への源泉徴収の企業の立地条件への影響、2) 国際的¹⁰⁾二重課税の排除の方法の差、3) 法人税制、法人税率の差が重視されている。第二に、攪乱要因であるとするれば、解決策は共通税制あるいはルールを設定せず市場の諸力の相互作用や加盟各国の租税軽減競争（Tax Competition）が税制の相違を一つのものに収斂させていくやり方がよいのか、ECレベルの強制的な措置がよりよい方法なのか。この点については、1980年代の税制改革は、加盟国の税制を一定程度類似の方向に収斂させはした。しかし、一部のタックス・ヘイブンの加盟国が、他の加盟国の犠牲の下に企業を引き付け、税収をあげ、雇用の確保を計っている以上、公権の介入の必要は高いとしている。第三は、ECレベルの強制的な措置が必要な場合、それはいかなる措置か、というものである。

総論的な結論としては、「75年共通法人税制指令案」のような完全な統合は、政治的に無理であるが、放置できない攪乱要因に対しては最小限の措置が必要であるとして、ECの現発展段階で可能な措置は、次の三つの事項に集中すべきであるとしている。その第一は、国境を越える企業投資や企業の株式保有を妨げる各国の租税規定から生ずる差別扱いや競争の歪みを除去すること。第二は、多国籍企業の投資やモバイル投資を引き寄せるための加盟国間の過剰な法人税率の引き下げ競争や課税ベースに関する規定はEC全体の課税ベースを侵食するに至っており、この租税軽減競争を制限するための措置の導入。すなわち法定法人税率の最低水準および最小限課税ベースに関する共通のルールの確定と導入。第三に、投資促進に関する加盟国の租税誘因措

表-3 「ルディング委員会報告の構成」

1章	序説
2章	単一ヨーロッパ市場における租税問題
3章	ECと主要取引国の法人課税
4章	投資に与える課税上の歪みのパターン
5章	国際的な投資への課税の影響
6章	国際的タックス・プランニングとその限界
7章	租税競争、租税の統合、租税の調和
8章	80年代においてECの法人税は収斂したか
9章	EC以外の連邦国家における租税の調和と競争
10章	結論と勧告

表-4 ルディング報告における勧告内容

I. 国際的二重課税の排除	(Phase I)
1. 他の加盟国にある親会社に対する子会社の支払った配当に対する二重課税の排除	(Phase I)
1) 子会社の支払配当に対する源泉税の廃止	(Phase II)
① 「親会社指令」のすべての法形式の企業への適用の拡大	(Phase II)
② 「親会社指令」の定める資本参加率の最低限度の引上げ	(Phase II)
③ 「親会社指令」の所得税を支払うすべての企業への適用の拡大	(Phase II)
2) EC企業の配当に対する30%の統一源泉税（受領者がEC居住法人である場合は免除）	(Phase I)
3) 親会社の居住地域における二重課税の排除	(Phase I)
2. 利子およびライセンス使用料に対する源泉税の廃止「指令案」の採択と適用範囲の拡大	(Phase I)
3. 移転価格から生ずる二重課税（「指令」の早急な批准）	(Phase I)
4. 異なる加盟国にある支店・子会社の欠損金の親会社での通算	(Phase I)
1) 「指令案」の採択	(Phase II)
2) 加盟国内の企業グループ内部での欠損金の完全な垂直的、水平的通算	(Phase III)
3) 企業グループ内部での欠損金の完全な通算のECレベルへの拡大	(Phase III)
5. 租税条約	(Phase I)
1) 租税条約を欠く加盟国における二国間租税条約の締結	(Phase I)
2) 加盟国と第三国間の二重課税防止条約の政策化のための措置	(Phase I)
II. 経済的二重課税の排除	(Phase I)
1. 法人税体系／国外からの受取り配当に対する課税上の不平等取扱の除去	(Phase I)
1) 外国税額控除を採用している加盟国における他の加盟国における他の法人税の外国税額控除	(Phase I)
2) 経済的二重課税の排除を認める加盟国における他の加盟国からの配当に対する二重課税の緩和、排除の義務	(Phase III)
3) EC共通法人税体系を決定するための選択肢の検討	(Phase I)
2. 法定法人税率	(Phase II)
1) 留保、配当を問わない最低法人税率30%の決定	(Phase II)
2) 最高法人税率40%の決定	(Phase II)
3) 法人所得に対する一種類の課税、地方税がある場合は合計税率は最低法人税率30%と最高法人税率40%の枠内	(Phase II)
3. 租税誘因措置	(Phase I)
4. 法人税の課税ベース	(Phase III)
課税ベースについての専門委員会の設置	(Phase III)
1) 課税所得の限定／財務貸借対照表と税務貸借対照表の差異の縮小	(Phase III)
2) 減価償却	(Phase III)
3) 無体財産	(Phase III)
4) リース	(Phase III)
5) 棚卸し資産の評価	(Phase III)
6) 引当金	(Phase III)
7) 法定外企業年金	(Phase III)
8) 海外勤務者の国外年金負担金の控除	(Phase III)
9) 事業経費	(Phase III)
10) 企業グループの本部費用	(Phase III)
11) 過少資本	(Phase III)
12) 欠損金の繰り越しおよび繰り戻し	(Phase III)
13) 譲渡益	(Phase III)
5. 法人税のその他の側面	(Phase III)
III. 複数の課税ベースを持つ地方事業税の収益税化（法人税と同じ課税ベース）	(Phase II)

置を一部の加盟国に見られる不透明なものから明瞭なものにすること、があげられている。こうした課題の限定のもとに具体的な措置が緊急度に応じた3段階（第一段階：Phase I、いますぐ実行されるべき課題、第二段階：Phase II、1994頃までの課題、第三段階：Phase III、経済通貨同盟の完成時）に分けて提案されている。内容的には大きく二つに分けられ、1) 国際的二重課税の排除に関する措置と、2) 法人税（経済的二重課税の排除、共通最低法人税率、共通課税ベース）となっている。勧告内容は、表-4のとおりである。

3) 法人税の基本的タイプと国際的二重課税排除の方式

法人税の基本的タイプについて「報告」は、「当委員会は、短期的には、理想的な EC 法人税体系の勧告を考慮しないこととした。例えば、二段階法人税率の体系、いわゆる古典的体系またはインピュテーション方式、その他のタイプの体系。したがって共同体の現在の発展段階においては、当委員会は法人税体系の完全なハーモナイゼーションを提案しない。それにもかかわらず、当委員会の見解によれば、全加盟国が共通の法人税体系を採用することは長期的に見ると、努力するに値する目標である」としている¹¹⁾。また他の箇所では、「長期的に見れば、当委員会の見解では、特に配当所得の取り扱いに関して、共同体内において法人税体系についてより完全なハーモナイゼーションを達成するため、更なる努力が行なわれるべきであろう」と述べ、この「共通の法人税体系」が満たすべき基準を四点指摘している。第一の判定基準は、租税中立性の原則であり、これは三つのより下位の判定基準、すなわち、①企業の法的形態間における中立性、②様々な資金調達方法（特に配当利益と留保利益）の間における中立性、③内国株式への投資と他の加盟国で設立された法人の株式への投資との間における中立性である。第二の判定基準は、強力なヨーロッパ株式市場の創設に貢献しうるか否かである。第三は、源泉地国と株主の居住地国の間における税収の公正な配分である。第四は、税務行政の実行可能性（administrative feasibility）、簡素さ（simplicity）及び税制規定、租税徴収及び租税回避に対する明瞭性（transparency）である。こうした判定基準から導き出されるルディング委員会の法人税の基本的タイプは、いかなる法人税の基本的タイプもこれらすべてを満たすことは不可能であるという限定付きであり、8人の委員のうち一人はこれに賛成しなかったとして、十分その理由を展開していないが、当時のベルギーの体系である修正古典的（分離）方式（株主個人レベルにおける概算型税額控除方式）がもっとも適切なシステムであるとしている¹³⁾。こうした結論はインピュテーション方式を共通税とした EC 委員会指令案を考察した際の前節の分析とも一致するものであり、首肯できるものである。

次に、国際的二重課税排除の二つの方式（国外所得免除方式と税額控除方式¹⁴⁾）についての「ルディング報告」の主張点についてであるが、「報告」はこれについて次のように述べている。「当委員会は、二重課税を緩和除去するための両方式のうち、相対的優位について特定の見解を支持しない。当委員会の見解によれば、両方式は併存しうるのである。……当委員会は加盟国が両方式の間での選択権を放棄するよう加盟国に期待することを非現実的だと考えている¹⁵⁾」。しかし、この指摘はすでに見た「親子会社指令」等の EC 委員会が提案している「指令」や「指令案」が両方式の間での選択権を容認していることに対する配慮であるように思われる。委員会の基本的考え方は、法人税の基本的システムの場合と同様に、条件付きではあるが、次のようなものである。「加盟国間の過度の租税軽減競争を防ぐ措置が講じられるならば、当委員会は行政の簡素化を理由に国外所得免除方式を外国税額控除方式よりも望ましいと考える。そのような付随措置とは……法定法人税率及び法人税の課税ベースに関する最小限のハーモナイゼーションである¹⁶⁾」。その理由としては、第一に、税額控除方式（親会社と子会社間の配当に係わる間接税額控除方式を含めて）は、親会社の本国の税額からの税額控除を限定する点で不完全であること、すなわち外国で支払われた税額が本国の税率を国外源泉所得に適用した場合の税額を上回る場合、その超過額は税額控除されずに残ってしまうこと。第二に、子会社が親会社に対して配当を送金するまでは、配当に対する課税が延期され、実際には税額控除方式は国外所得免除方式と変わらない場合があ

ることをあげている。しかし、この指摘は、少し一般的すぎるように思える。やはりこの場合も判定基準が必要であり、それに基づいた判断が下されるべきである。一般的に国際的・二重課税の判定基準としては、資本輸出に対する中立性、資本輸入に対する中立性の基準が指摘される。これらは国際的・二重課税の排除の方式の選択に際して重要な基準であることはいうまでもないが、「報告」の指摘する条件、すなわち加盟国間の過度の租税軽減競争を防ぐ措置が講じられるならば、という条件の指摘は興味深い。報告ではこの条件の意味について触れられていないが、加盟国間の過度の租税軽減競争を防ぐ措置、法人税率と課税ベースのハーモナイゼーション、それは法定税率ではない実効税率の共通化を意味するが、これらの付随条件は、どのような意味で両方式の選択に際し条件となるのであろうか。次節で考察してみたい。

- 1) "Report of The Committee of Independent Experts on Company Taxation", European Communities Commission, Luxembourg, March 1992. (以下 "Ruding Report")
- 2) EU の指令は、番号が付されて、EU の公式報告誌 "Official Journal" に掲載される。この指令は、77/799/EEC, OJ 1977 L 336/15 となっている。
- 3) 90/434/EEC, OJ 1990 L 225/1.
- 4) 90/435/EEC, OJ 1990 L 225/6.
- 5) COM(90)571 final. OJ 1991 C 53/26.
- 6) COM(90)595 final. OJ 1991 C 53/30.
- 7) 90/436/EEC, OJ 1990 L 225/10.
- 8) COM(90)60 final./3, OJ 1991 C 141/5.
- 9) COM(89)60 final./3, OJ 1989 C 141/5.
- 10) 邦訳、木村弘之亮「Ruding 委員会の EC 企業課税に関する結論と勧告(1)(2)(3)」(『税経通信』1992年8月, 9月, 10月号)。
- 11) "Ruding Report", P 202.
- 12) "Ruding Report", P 208.
- 13) "Ruding Report", P 208.
- 14) 一般的に、各国は所得税や法人税の課税において、対人主権と領土主権に基づいて課税を行なう。対人主権に基づく課税とは、自国の居住者（個人および法人）が稼得した所得や所有する資産については、その所得の原産地、資産の所在地を問わずこれに課税するというものである（居住地原則）。他方、領土主権に基づく課税とは、自国内で発生した所得や自国領土内に所在する資産に対しては、その稼得者、所有者が非居住者であったとしてもこれに課税を行なうというものである（源泉地原則）。この結果、例えば A 国居住者の B 国源泉所得に対しては、A 国による居住地原則に基づく課税と B 国による源泉地原則に基づく課税が競合することになる。また B 国居住者の A 国源泉所得についても同様の事態が発生することとなる。こうした居住地国の対人主権に基づく課税と源泉地国の領土主権に基づく課税の競合、これが国際的・二重課税問題である。こうした国際的・二重課税の存在に対して OECD 理事会は、1963年に二重課税の回避に関わる勧告を行なうと同時に「OECD 条約草案 (Draft Convention)」を提示し、今後、二国間の租税条約を締結ないし改定を行なう場合には、この条約草案に従うように求めている。勧告の趣旨は、二重課税の存在が財貨、サービスの国際間の取引および資本、人間の国際的交流の拡大にとって障害となるものであり、二重課税の排除が加盟国間の経済的發展に貢献するというものである。条約草案の公表以降、OECD 加盟各国の租税条約の締結、改定に際しては、この条約草案が参考とされているが、こうした動きは加盟各国だけにとどまらず非加盟国にも及んでいる。

この条約草案は、1977年に草案の文字がとれ「所得および資本に対する二重課税回避のためのモデル条約」(Model Convention for the Avoidance of Double Taxation with respect to Taxes on In-

com and Capital) となり、その後、幾度かの改正を重ね、現在の「OECD モデル条約」(Model Convention with respect to Taxes on Income and Capital) となっているが、現在の「OECD モデル条約」において、国際的二重課税の排除は、「第 5 章 二重課税排除の方法 (Methods for elimination of double taxation)」で取り上げられ、この第 5 章は二つの条項、第 23 条 A 「国外所得免除方式 (Exemption method)」, 第 23 条 B 「外国税額控除方式」から構成されている。ここで示されている国外所得免除方式と外国税額控除方式の二つの方式が「モデル条約」が選択的採用を認める国際的二重課税の排除のための方式である。

15) “Ruding Report”, P 204.

16) “Ruding Report”, P 204.

5 国際的二重課税とその排除方式

1) 国外所得免除方式と外国税額控除方式の比較

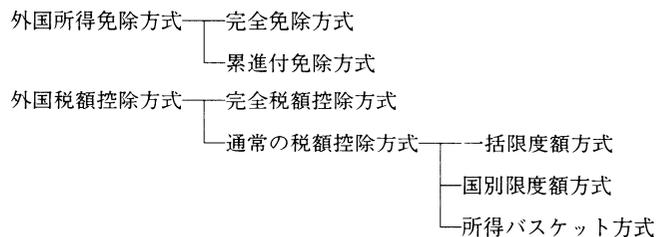
まず国外所得免除方式と外国税額控除方式が、どのようなものであるかを図-3 の分類図を使ってみておきたい。

国外所得免除方式は、所得の源泉地国において課税対象となった所得については、居住地国である自国では課税対象から除外するというものである。例えば自国（居住地国）において700、外国において300、の合計1,000の所得があ

る場合、自国（居住地国）は700のみが課税対象とされる。このように国外所得免除方式は自国源泉所得のみを課税対象とするものであるが、税率の適用の仕方の相違によって、完全免除方式 (full exemption) と累進付免除方式 (exemption with progression) に区分される。前者は自国内で発生した所得だけに対応する税率を適用するものであるが、後者は全世界所得に対応する税率を自国発生所得に適用するものである。

外国税額控除方式においては、居住地国は国内の所得と外国源泉所得の合計である全世界所得を課税対象とするが、外国で課税された税額を一定の方式により自国の税額から控除する。この外国税額控除方式も完全税額控除方式 (full credit) と通常税額控除方式 (ordinary credit) に区分される。完全税額控除方式は、外国の税率が居住地国の税率水準以上であっても、外国税額の全額を自国の税額から控除するというものであるのに対し、通常税額控除方式は、外国源泉所得に対して自国の税率を適用した範囲内でのみ外国税額を控除するというものである。したがって外国の税率が自国の税率を上回る場合には、その上回った部分については控除されず、超過負担が発生することになる。つまり外国の税率水準が自国以下である場合は二重課税は完全に排除されるが、自国水準以上である場合は二重課税の排除は不完全なものとなる。また通常税額控除方式は、一括限度額方式と国別限度額方式、さらに所得バスケット方式に区分される。一括限度額方式は自国の税率水準で設定された控除限度額を国ごとに区分しない方式であるが、このこ

図-3 国際的二重課税排除方式の分類



とから高税率国の税負担を低税率国によって生み出された余裕控除限度枠を使って控除するとい
う、いわゆる彼我流用問題が発生することとなる。この問題の発生を、限度枠を国別あるいは所
得別に管理することによって防いでいるのが国別限度額方式、所得バスケット方式である。

2) 国際的二重課税の排除の方式と実効税率水準

次に、国際的二重課税の排除の方法として国外所得免除方式と外国税額控除方式では、どのよ
うな機能上の差異が生れるのかを各国の法人税の実効税率の水準との関係で見たい。理由は
法人税の実効税率の水準の各国間の相違がここでは大きな意味を持つと考えるからである。また
ここでは簡略化のため外国所得免除方式においては完全免除方式を、外国税額控除方式において
は一括限度額方式を前提として議論を進める。

図-4は、ABCDの4国間における法人所得の発生とこれに対する課税が二重課税の排除方式
の相違によってどのように異なるかを示したものである。まず、二重課税の調整方式の違いであ
るが、ここではA国は国外所得免除方式を採用しており、B国は外国税額控除方式を採用して
いるものとする。法人 a_1 、 b_1 はそれぞれA国とB国を居住地とする法人であり、自国において
700、C国において300の合計1,000の所得を得ている。また同様に a_2 、 b_2 もそれぞれA国とB
国を居住地とする法人であり、自国において700の所得を得ているが、国外所得300はD国にお
いて得ていると仮定する。次に各国の法人税の実効税率の水準であるが、これを3つのケースに
分けて考察する。A国とB国の法人実効税率はいずれのケースにおいても、どちらも40%の水
準にあるが、C国とD国のそれはケースによってそれぞれ異なる。ケース1ではC国とD国の
実効税率はA国、B国と同じ水準の40%であり、すべての国が同じである。ケース2ではC国、
D国ともに同じであるが、30%とA国、B国よりも低く設定してある。ケース3ではC国はA
国、B国よりも低い20%に、D国はA国、B国より高い50%となっている。

以上の説例における国外所得免除方式と外国税額控除方式の国際的二重課税排除の効果は、表
-5のとおりである。この場合表中の数字は a_1 、 a_2 、 b_1 、 b_2 の各法人の税負担額であり、政府の
税収に与える影響とは区別する必要がある。

ケース1においては、国際的二重課税の調整を行わない場合の税負担額と比較すると二重課税
調整方式の効果は現れているが、すべての国の法人実効税率が同じ40%であるためそれぞれの調
整方式の税負担額に格差は現れず、すべて400である。このことは各国間で共通の実効税率が成
立した場合はもちろんであるが、実効税率が接近した場合にも、国際的二重課税調整の方式の
差はそれほど問題にならなくなることを意味する。また政府の税収額はすべて同じ280であり、
各法人の全世界での税負担額から外国で支払った税額を差し引いた額である。

ケース2においては、国外所得免除方式のA国法人の税負担額が外国税額控除方式であ
るB国の法人の負担よりも低くなっている。これはケース1と比べてC国、D国の税率が

図-4 二重課税の排除方式と実効税率

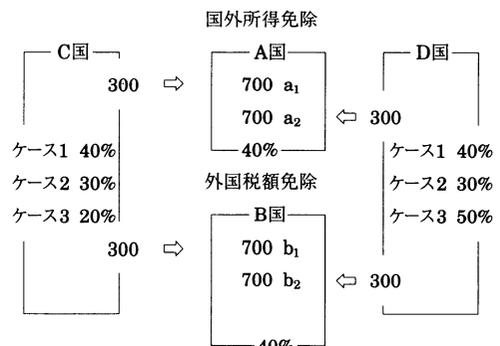


表-5 国際的三重課税排除の効果

		A国/国外所得免除方式 法人税・実効税率=40%		B国/外国税額控除方式 法人税・実効税率=40%	
ケース1					
C国=40%	(520)	$a_1: 700 \times 40\% + 300 \times 40\% = 400$	[280]	$b_1: (700+300) \times 40\% + 300 \times 40\% - 300 \times 40\% = 400$	[280]
D国=40%	(520)	$a_2: 700 \times 40\% + 300 \times 40\% = 400$	[280]	$b_2: (700+300) \times 40\% + 300 \times 40\% - 300 \times 40\% = 400$	[280]
ケース2					
C国=30%	(490)	$a_1: 700 \times 40\% + 300 \times 30\% = 370$	[280]	$b_1: (700+300) \times 40\% + 300 \times 30\% - 300 \times 30\% = 400$	[310]
D国=30%	(490)	$a_2: 700 \times 40\% + 300 \times 30\% = 370$	[280]	$b_2: (700+300) \times 40\% + 300 \times 30\% - 300 \times 30\% = 400$	[310]
ケース3					
C国=20%	(460)	$a_1: 700 \times 40\% + 300 \times 20\% = 340$	[280]	$b_1: (700+300) \times 40\% + 300 \times 20\% - 300 \times 20\% = 400$	[340]
D国=50%	(550)	$a_2: 700 \times 40\% + 300 \times 50\% = 430$	[280]	$b_2: (700+300) \times 40\% + 300 \times 50\% - 300 \times 40\% = 430$	[280]

1. 各ケースの（ ）内の数字は国際的三重課税の調整を行わない場合の税負担額である。
2. ケース3の b_2 では、一括限度額方式における控除限度枠を越える超過負担が発生している。
3. [] 内の数字は政府の税収である。

下がっているため国外所得免除方式のもとにある a_1 , a_2 の税負担額が下がったことの結果である。これは国外所得免除方式の場合、国外所得にかかる外国の実効税率の水準がそのまま法人の税負担水準に直結しているのに対して、外国税額控除方式では、国外所得にかかる外国での税負担は、それが自国の実効税率に規定された控除枠内にあるかぎり完全に控除され、結果として全世界所得に自国の実効税率を適用した額が法人の税負担額となるためである。資本輸出国であるA国、B国の実効税率は不変であり、その水準がC国、D国の実効税率よりも高くなったこのケースの場合、外国税額控除方式の税負担額は高くなる。

外国税額控除方式のもとにある b_1 , b_2 の税負担額は自国の実効税率の水準に規定されているため不変であるということは、自国の実効税率より進出先の実効税率が低い水準にあるかぎり、どの国に進出しても法人の税負担額は一定であり、進出先の税負担水準の影響を受けないことを意味する。そしてそのことは同時に、居住地国内の資本間の資本輸出に係わる競争条件を公平に維持しているということでもある。外国税額控除方式が資本輸出に中立的であるといわれる所以である。

ケース3においては、C国の法人実効税率はケース2の場合よりさらに低い20%に設定されているため、ここでは法人 a_1 , b_1 の税負担格差は更に広がることとなる。外国税額控除方式のもとにある b_1 の税負担水準は先にも述べたとうり不変であるが、国外所得免除方式のもとにある a_1 の負担水準は370から340に更に下がっている。国外所得免除方式においては、外国税額控除方式と異なり、進出国の実効税率の水準が低くなればなるほど進出法人の税負担は低くなる。したがって、いかに税負担水準の低い国に進出するかが、進出法人にとっては重要な戦略的課題の一つとなる。しかし注意を要する点は、進出先の税負担水準が自国より高い場合は国外所得免除方式と外国税額控除方式に差は生じないという点である。このことはA国、B国より税負担水準の高いD国に進出している a_2 , b_2 の場合に明瞭である。国外所得免除方式のもとにある a_2 の負担水準はケース2の a_2 と比べると370から430へと負担水準が急上昇しているが、これは外国

税額控除方式のもとにある b_2 の負担水準に追い付いただけで、このあと実効税率がより上がったとしても両者の負担水準は同じである。国外所得免除方式は自国より実効税率が低い国に進出する場合にのみ、外国税額控除方式よりも進出法人にとっては税負担水準を引き下げる方向に作用するわけである。そこでは資本輸出に対する中立性は当然機能しない。法人の税負担水準を引き下げるか否かを決定するのは法人自身であり、自国の税制ではない。そうした意味では国外所得免除方式は、低税率国への進出に対しては税額控除方式よりはるかに進出促進的であるといえる。

しかし、このことは政府の税収額という側面から見ると重要な問題をはらんでいる。政府の税収額は、国外所得免除方式においては常に一定であり、外国税額控除方式では低税率国に進出すればするほど増大する。高税率国への進出においてはどちらも同じであり、いかに実効税率が上がって同額の税収が確保される。税収面から見ると税額控除方式のほうが低税率国への進出に対して進出促進的であるかのように見えるが、法人の海外進出を決定するのは政府ではない。税収額は、国外所得免除方式のほうが低くなる。これは外国税額控除方式が全世界所得に自国の税率を適用した額から外国税額を控除しているのに対して、国外所得免除方式は自国源泉所得にのみ課税し、国外所得への課税を放棄しているためである。外国税額控除方式と比べた場合の国外所得免除方式における法人の税負担の低さは、政府税収の犠牲のうえに成り立っているといえることができる。

いま国外所得免除方式においては政府の税収額は常に一定であると述べたが、これはあくまで自国源泉所得と国外源泉所得との比率が不変であるという前提のもとでのみいいうる（表においては、自国源泉所得と国外源泉所得との比率を常に700:300としてあるのでA国の税収はどのケースの場合も280と一定である）ことであり、現実には経済状況の変化に応じて常に変化するものである。このことは自国源泉所得より国外源泉所得が多くなった場合に、税収が上がらないという国外所得免除方式の欠陥となる。さらに国外所得免除方式が、低税率国への進出に対しては税額控除方式より進出促進的であることを考えると、この傾向は税制それ自体の中に内在しているとさえいえる。この点に関して外国税額控除方式は、全世界所得を課税対象としているため、自国源泉所得と外国源泉所得の構成比が変化してもそれによつては影響を受けず、税収は安定しているといえることができる。

二つの国際的二重課税の方式と法人実効税率の関係をまとめると次のようになる。まず、国外所得免除方式については、第一に、自国より低税率国に進出する場合、進出国の実効税率の水準が低くなればなるほど、進出法人の税負担は低くなる。この場合、当然であるが自国法人間の資本輸出に対する中立性は保証されない。第二に、低税率国に進出する場合、政府の税収は外国税額控除方式に比べ少なくなるが、自国源泉所得と外国源泉所得の構成比が一定であるかぎり、政府税収に変化はなく一定である。しかし第三に、この構成比が外国源泉所得が拡大する方向に変化した場合政府税収はそれに歩調を合わせて減少の一途をたどる。

次に外国税額控除方式においては、第一に、自国より低税率国に進出する限り、どの国に進出しても進出法人の税負担額は自国の実効税率水準に規定されて一定であり、進出先の税率水準に影響されない。この意味ではこの方式は自国資本の資本輸出に対しては競争中立的である。しかし、自国より高税率国に進出した場合、二重課税は部分的にしか解消されず高い税率の部分だけ

残ることになる。したがって、低税率国に進出した自国法人との税負担格差は解消されない。第二に、政府の税収は低税率国に進出する場合、国外所得免除方式に比べ大きくなる。また自国法人が低税率国に進出するほど控除額が減少するため税収は拡大する。第三に、自国源泉所得と外国源泉所得の構成比が変化しても税収は安定している。また、国外所得免除方式と外国税額控除方式の両者に共通して指摘できる点は、第一に進出先の税率水準が自国と同じである場合は、両方式は機能上格差はなく等しく二重課税を排除できる。第二に、高税率国に進出した場合、税収面では格差はなく政府の税収は両方式で同じであるということである。

このように国際的二重課税排除の二つの方式は、それぞれ独自の性格を持ち一長一短である。国外所得免除方式はその政府税収に与える影響からすれば、歴史的に法人税収入に依存する割合の少ない国に適したものであろうし、そうでない場合には、間接税等の他の税収により財源を確保する必要がある。外国税額控除方式においては資本輸出促進的であるためには、自国の実効税率の水準それ自体を引き下げる必要がある。実効税率の引き下げは、法定法人税率の切り下げでも、課税ベースの縮小でも可能であり、その方法は問わないが、このことは税収減に結び付くわけであり、国外所得免除方式と同様、他の税収源を確保する必要に迫られる。しかし、実効税率の切り下げは別の側面、すなわち国外からの投資を呼び込むことにも有利に作用する。そして、このことは実効税率切り下げによる税収減の影響をある程度カバーすることにつながる。もちろん国外からの投資の呼び込みは税率だけがその要因ではないが、他の要因が同じである場合には、税率の格差は決定的である。国外所得免除方式においては、自国の実効税率は国外所得にかかる税率とは切り放されており、国外所得への課税を免除することの税収への影響は、免除額が税収にとって無視しえないほど大きくなった場合、すなわち国外所得が国内所得に比べ相対的に大きくなった場合に限定されていた。しかし、税額控除方式の場合は、実効税率の切り下げは制度と結び付いたものであり、税額控除方式それ自体に内在したものである。

EU加盟国における'80年代、'90年代の法定法人税率の切り下げ競争は、激しいものがある。イギリスは1984年から86年にかけて、サッチャー政権の下で、それまで52%であった法人税率を一気に35%まで切り下げたのに続いて、1991年には33%まで落とした。さらに1997年度には、18年ぶりの予算編成に取り組んだ労働党政権によって2%引き下げ過去最低水準の31%となり、1999年4月からは通貨統合後の欧州企業間の競争激化をにらみ30%まで引き下げるとの方針が表明されている。（また、それと同時にACTも廃止される。）ドイツにおいては、1990年に留保56%、配当36%であった法人税率が留保50%、配当36%に、1994年には留保45%、配当30%にまで引き下げられている。また、1998年税制改革法案では留保40%、配当28%にする案が盛り込まれ、1998年1月から実施予定という。フランスは、1986年にそれまで50%であった税率を45%に、1992年には34%、1993年には33 1/31%に引き下げたが、1995年には税額の10%の付加税を導入し、少し水準を戻しているが低税率の基調に変化はない。

こうした法人税率の切り下げ競争の激化は「ルディング報告」が指摘した加盟国間の過度の租税軽減競争を防ぐ措置、すなわち法人税率と課税ベースのハーモナイゼーションの共通化による実効税率の共通化という措置が講じられない下で、加盟各国の各種の国際的二重課税の方式¹⁾に媒介され、加速化されているように思われる。

- 1) 現在の EU 加盟各国の法人税についての国際的二重課税排除の方式の採用状況は表 a のとおりである。

表 a 内国法人の国外所得と子会社配当への対応

		子会社配当	
		非課税（益金不参入）	課税（外国税額控除）
内国法人の国外所得	国外所得免除	フランス、ルクセンブルグ	
	損金算入	ベルギー	
	租税条約に委ねる	ドイツ、オランダ デンマーク、オーストリア	
	外国税額控除	アイルランド	イギリス、スペイン、イタリア、ギリシャ ポルトガル、スウェーデン、フィンランド

注：「EU 加盟国の税法」1997年版，中央経済社より作成

まず内国法人の課税対象となる事業所得の範囲であるが，フランスとルクセンブルグが国内源泉所得に課税所得を限定している（ルクセンブルグは累進法人税率であり，国外所得は適用税率判定上は計算に入るが，この税率が適用され，法人税の直接の対象となるのは国内源泉所得のみであり，いわゆる累進付き国外所得免除方式であるのに対し，他の加盟国はすべて全世界所得課税である）。内国法人の国外事業所得に対する外国法人税の取り扱い，加盟15か国のうちイギリス，スペイン，イタリア，アイルランド，ギリシャ，ポルトガル，スウェーデン，フィンランドの9か国が外国税額控除方式となっており，国外所得免除方式はフランス，ルクセンブルグの2か国，租税条約に委ねている国がドイツ，オランダ，デンマーク，オーストリアの4か国，国外所得免除方式と外国税額控除方式の中間形態である損金算入方式（これは外国税額に自国税率を乗じた分だけ部分的に国際的二重課税を排除する）をとるのがベルギーの1か国となっており，外国税額控除方式が多数派となっている。

また外国法人からの配当についてはすべての加盟国が原則課税であるが，子会社含めた関連会社等（資本参加適格株式，適格配当）についてはフランス，オランダ，ベルギー，ルクセンブルグ，デンマーク，オーストリア，アイルランド，が益金不参入であり，非課税となっている。他の加盟国は子会社等からの配当を非課税としていないが，一般外国法人からの配当と区別し，配当に係わる，法人税，源泉税は外国税額控除の対象となっている。

以上の点から次のようなことが明らかになる。この表に上がっている EU 加盟諸国の国際的二重課税排除の方式の採用状況には大きく三つのグループが見られることである。第一は，内国法人の国外所得に国外所得免除方式か損金算入を採用し，子会社配当にも益金不参入で，国外源泉所得に一貫して非課税を貫いているグループである。このグループに属するのは，フランス，ルクセンブルグ，ベルギーである。第二は，内国法人の国外所得にも，子会社配当にも外国税額控除で対応しているグループで，全世界所得課税を貫いているグループである。イギリス，スペイン，イタリア，ギリシャ，ポルトガル，スウェーデン，フィンランド，がそれにあたる。第三のグループは，内国法人の国外所得には外国税額控除で対応するか租税条約に委ね，子会社の配当には非課税としており，両者に対する対応が異なるグループである。表 b は，1971年から80年に至る期間と81年から89年に至る期間の国内への直接投資額と国外への直接投資額を比較したものであるが，80年代において国外への投資が国内への投資を上回る国は，イギリス，フランス，ドイツ，オランダ，イタリア，デンマークである。それに対し，ベルギー，ルクセンブルグは70年代も，80年代も一貫して国内への投資が国外への投資を上回っている。フランスは80年代資本輸出国に回っているが70年代においては資本輸入国である。このように見ると資本輸入国では国外所得免除方式を採用する傾向があり，輸出国あるいは輸入国の範疇に入るが国外進出の可能性が余り期待できない国が外国税額控除方式を採用しているということができそうである。なお子会社から親会社に配当を送金する場合に直接送金するのではなく，中継会社を媒介にするケースが見られるが，第三のグループにはこうした中継会社の所在地国となっている国が多く，オランダ，デンマーク，アイルランドがそれに当たる。

表 b EC における国内直接投資と国外直接投資

	国内直接投資		国外直接投資	
	1971-80	1981-89	1971-80	1981-89
ベルギー／ルクセンブルグ ¹⁾	9,215	20,020	3,213	14,854
デンマーク	1,561	308	1,063	476
ドイツ ¹⁾	13,957	16,535	23,130	85,253
ギリシャ	N. A.	6,145	N. A.	N. A.
スペイン	7,060	46,000	1,274	8,196
フランス ¹⁾	16,908	43,225	13,940	85,736
アイルランド	1,659	1,113	N. A.	N. A.
イタリア ¹⁾	5,698	24,993	3,597	27,859
オランダ	10,822	25,729	27,829	51,038
ポルトガル ²⁾	536	5,813	38	202
イギリス	40,503	121,048	55,112	184,154
日本 ¹⁾	1,424	3,281	18,052	185,826
アメリカ ³⁾	56,276	354,712	134,354	176,464

注：1）これらの国は、国外直接投資統計に利益の再投資分を含んでいない。

2）ポルトガルの数字は、1975年以降の分である。

3）アメリカの数字は、ほかの国の数字と一致させるためにキャピタル・ゲインとロスを除外してある。

出所：“Ruding Report” p. 351/source : OECD balance of payment data.